

平成20年3月14日  
経済産業省  
原子力安全・保安院

### IRRS報告書の公表について

本日、国際原子力機関（IAEA）より、表記IRRS（Integrated Regulatory Review Service）報告書が発表されますので、お知らせします。

一昨年9月18日にウィーンにおいて開催された第50回IAEA総会において、松田科学技術政策担当大臣（当時）がIAEAの提供するIRRS（Integrated Regulatory Review Service：総合規制評価サービス）を受け入れることを表明し、これを受けて、昨年2月の事前会合を経て、6月25日から30日までの間、IRRSを実施しました。この度、その結果についての報告書がIAEAにおいて取りまとめられ、公表されますので、お知らせします（報告書の概要は別紙1）。

IRRSは、原子力安全規制に係る各国の制度等について、IAEAの安全基準に照らして総合的に評価を行うサービスであり、我が国の実用発電用原子炉を対象として、規制機関のトップを含めたハイレベルの規制の専門家によるレビューチーム（別紙2）を構成することにより、通常のIAEAの安全基準に照らした評価に加え、我が国における課題について、オープンかつ率直な政策対話を行いました。

原子力安全・保安院としては、評価結果やコメントを踏まえ、安全規制の高度化、実効性の向上に向け、更なる取組みを図っていくこととしております。

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院 原子力安全広報課 吉村課長、廣瀬

電話：03-3501-1511（内線 4851～5）

03-3501-5890（直通）

## IRRS報告書の概要

### 1. 経緯

日本政府の要請により、2007年6月、国際的なレビューチームが原子力安全・保安院を訪問し、IRRS (Integrated Regulatory Review Service : 総合規制評価サービス) を実施した。

IRRS を効率的に実施するため、同年2月、IRRS 本会合において議論されるべき項目を決定することを目的とする事前会合が行われ、特に、日本側で実施した自己評価の整合性や完了状況について評価し、技術的・政策的な項目を特定する作業を実施した。

### 2. 目的

IRRS の目的は、日本の規制当局の有効性、規制の枠組みと規制活動を評価することによって得られる知見や経験を、原子力安全・保安院とレビューアが共有することを通じて、日本と世界における規制活動の改善を支援することにあつた。

IRRS の日本からの要請では、実用発電用原子炉を対象とし、放射線防護の観点は除外されている。また、原子力安全・保安院は、IRRS において原子力安全保安院の広報についても対象とすることを要請した。

### 3. IRRS のレビューチームの構成

IRRS のレビューチームは、IAEA の加盟国の専門家、とりわけハイレベルの規制者と IAEA の職員、アシスタントから構成された (別紙2 参照)。

### 4. 評価の実施

IRRS の評価を実施した分野は、次の分野である。

- ・ 立法府及び行政府の責任
- ・ 規制機関の権限、責任及び機能
- ・ 規制機関の組織
- ・ 許認可プロセス
- ・ 検討及び評価、検査及び強制措置
- ・ 規則及び指針の策定
- ・ 規制機関のマネジメントシステム

IRRS のレビューには、原子力安全・保安院及び他の関係機関の枢要なメンバーに対するインタビューと討論、原子力発電所における検査の視察を含んでいる。原子力安

全・保安院は、関係資料と自己評価をレビューに先だって提出し、レビューチームは、IAEAの安全基準に基づいて見出されたポイントを提示した。更に加えて、レビューチームは、原子力安全・保安院の職員と、原子力安全規制について政策的な課題に関して対話を行った。この政策対話の結果については、将来におけるIRRSを発展させるために有益な基礎をなすものであり、原子力安全規制の継続的な改善に寄与するものである。

IRRSによる評価を通じて、原子力安全・保安院がオープン、透明で、学習的な姿勢を認めており、IRRSの準備のためかなりの労力が注がれていたことは明らかである。評価の実施中、各種の支援は見事に実施され、原子力安全・保安院の職員により、技術的な議論に際しても万全な協力が行われた。

IRRSのレビューチームは、原子力安全・保安院が国際的な協力活動に参画したことについて謝意を表するものであり、原子力安全・保安院が継続的に、その経験と専門的知識を各国の規制当局間で共有する上で積極的な役割を継続することを原子力安全・保安院に促す。

## 5. 評価の結果

IRRSのレビューチームとしては、次の3点について強調しておきたい。

- (1) 日本は、原子力安全のための総合的な国の法的枠組み及び行政府の枠組みを備えている。現行の規制の枠組みは最近になって修正されており、発展し続けている。
- (2) 規制機関である原子力安全・保安院は、規制の枠組みの発展の指揮と調整において主たる役割を演じている。
- (3) 互いの理解及び協力を促進するために、原子力安全・保安院、原子力産業界及び関係者間の関係を改善するという課題への取り組みがすでに行われている。更なる作業が進行中である。

また、IRRSのレビューチームは、良好事例を特定するとともに、規制活動の実効性を更に強化するために改善が必要とされ又は望まれることを勧告及び助言した。

IRRSのレビューチームの構成

チームリーダー

LACOSTE, Andre-Claude フランス原子力安全委員会 (ASN) 委員長

副チームリーダー

LAAKSONEN, Jukka フィンランド放射線・原子力安全庁 長官

レビューワー

EIBENSCHUTZ, Juan メキシコ原子力安全・保障・放射線安全委員会委員長

GRANT, Ian カナダ原子力安全委員会 原子炉規制局長

GRAY, Rob イギリス保険安全執行部原子力安全局 副総括検査官

HERTRICH, Michael ドイツ連邦環境・自然保護・原子炉安全省多国間規制  
協力課長

LIU, Hua 中国国家核安全局 局長

LOUET, Charles-Antoine ASN リヨン事務所長

MALLETT, Bruce アメリカ原子力規制委員会 第4地域局長

NA, Seong-Ho 韓国原子力安全研究所 放射線安全規制本部長

CARUSO, Gustavo IAEA チームコーディネーター

NICIC, Adriana IAEA 副チームコーディネーター

KOBEIN, Marlene IAEA アシスタント

# IAEA IRRSについて

(IRRS:the Integrated Regulatory Review Service)

## 1. 概要

○ IAEAは、加盟国における原子力利用に当たっての安全を確保するため、安全基準 (Safety Standards) を策定し、加盟国の要請に基づき、種々の安全確保に関するレビューサービスを実施。

○ このレビューサービスの一つである IRRS (総合的規制評価サービス) は、原子力安全規制に係る国の法制度や組織等について総合的にレビューすることが目的。

○ 実施方法としては、レビューを行う対象範囲を明確にした上で、

① 加盟国が準備した「自己評価書」

② 「IAEAが用意した質問項目に対する回答」

等に基づき、レビューチーム (各国の専門家により構成) によるピアレビューを行うことにより実施。

【参考】 諸外国における主な IRRS の実施実績・予定

2006年 イギリス、フランス、ルーマニア

2007年 日本、オーストラリア、メキシコ

2008年 カナダ、ドイツ、スペイン

準備中 アメリカ、ロシア、中国、スウェーデン

## 2. 我が国の対応

○ 先進国等における実施実績等も踏まえ、我が国として来年に IRRS を受け入れることを、平成 18 年 9 月 18 日の第 50 回 IAEA 総会における政府代表演説で、松田科学技術政策担当大臣が表明。

○ 実用発電用原子炉に係る規制を対象として、我が国が事前に行った自己評価をベースとして、各国規制機関のハイレベルのレビューア10名によるピアレビューを実施。

○ レビュー形式としては、我が国の法制度、規制組織等を材料としつつ、原子力安全規制に係る幅広い政策課題について政策対話を実施。

○ 取扱った政策課題は、平成 19 年 2 月に行った準備会合の結果を踏まえ以下 13 項目。

① 規制機関の組織関係

⑧ 内部の意思疎通

② 保安院の人事政策

⑨ 高経年化対策

③ 人的・組織的要因、定性的事項

⑩ リスク情報の活用

④ 運転経験の反映

⑪ 新規プラントの許認可

⑤ 戦略的計画とマネジメントシステム

⑫ 性能規定化

⑥ 保安院の組織構造と検査制度

⑬ IRRS の方法論

⑦ 透明性と公開制